

## 令和5年第33回選挙管理委員会定例会会議録

開催日時	令和5年10月4日(水)			午前 9時00分から 午前 9時50分まで
出席者	委員	本橋委員長、梅田委員長職務代理、小井委員、松島委員		
	事務局	石田局長、増田次長、中野選挙法規担当係長、清水主査		
開催場所	選挙管理委員会室	傍聴人	なし	
会議の結果 及び 主な発言	議案等			結果
	議案45号	選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨の公表について		決定
	報告33-1	令和6・7年度明るい選挙推進委員及び話しあい指導員委嘱計画について		了承
	報告33-2	11月の日程について		了承
委員長	これから令和5年第33回の定例会を開会いたします。			
	<b>&lt;選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨の公表について&gt;</b>			
委員長	議案第45号について、事務局から説明をお願いします。			
局長	<p>議案第45号をご覧ください。</p> <p>令和5年4月23日執行の杉並区議会議員選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨の公表について、根拠法令は、公職選挙法第192条です。</p> <p>公表の内容は、選挙運動費用収支一覧のとおり、候補者氏名、出納責任者氏名、収入総額、支出総額等です。</p> <p>公表の方法は、告示により行います。</p> <p>以上、議案第45号の説明となります。</p>			
委員長	ありがとうございました。委員の皆様、ご意見やご質問はありませんか。			
松島委員	選挙運動費用収支一覧を見ると、未提出と記載されている方がいますが、選挙運動に関する収入及び支出の報告書は提出しなくてもよいのですか。			
選挙法規担当係長	<p>公職選挙法第189条より、選挙期日から15日以内に選挙管理委員会に提出しなければなりません。</p> <p>事務局から何度も電話連絡していますが、今現在ご提出いただくことができておりません。公職選挙法違反ですので、このことは警察に報告しております。</p>			
委員長	収入総額と支出総額が同一額でない候補者がいますが、これはどういうことですか。			
次長	公費負担を受けたポスターとビラについても、選挙運動に関する報告書の支出額には記載されますが、候補者を經由せずに区が直接事業者を支払っているため候補者の収入額としては記載されません。また、決算書ではないので、収入と支出の貸借を合わせる必要はありません。そのため、支出総額が収入総額			

	を公費負担額分上回ることもあります。
委員長	選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨の公表をするまでは、各候補者の選挙運動に関する収入及び支出を確認することはできないのですか。
局長	選挙運動に関する収入及び支出の報告書を選挙管理委員会が受理した後は、公職選挙法に基づき受理した日から3年間何人も当該報告書の閲覧を申請することができます。
委員長	それでは、議案第45号は決定でよろしいでしょうか。
一同	異議なし。
	<b>&lt;令和6・7年度明るい選挙推進委員及び話しあい指導員委嘱計画について&gt;</b>
委員長	次に、報告事項33-1について、事務局から説明をお願いします。
局長	<p>報告33-1をご覧ください。</p> <p>令和6・7年度明るい選挙推進委員及び話しあい指導員の委嘱計画です。</p> <p>委嘱予定者数は、地区推薦163名及び公募17名の合計180名です。なお、地区推薦の現員は105名、公募の現員は9名となっております。</p> <p>委嘱日程については、10月下旬から11月中旬までに、町会長等宛てに改選のお知らせと推薦依頼を送付します。</p> <p>11月下旬から12月下旬までに、町会等から継続推薦された現推進委員及び新規推薦者に承諾書を送付し、委嘱の諾否を確認します。また、公募については、現推進委員に継続して活動してもらえるように依頼します。</p> <p>12月上旬から令和6年1月中旬までに、町会等から推薦を受けたが本人が辞退した各町会長等には再度、推薦依頼を行います。また、公募については、新規推進委員の募集を行います。</p> <p>2月中旬から2月下旬までに、町会長等宛てに推進委員決定の御礼状を送付します。</p> <p>話しあい指導員については、現在不在となっております。話しあい指導員とは、明るい選挙推進委員に対して指導や助言等を行う立場の方ですが、現推進委員については実働年数の長い方も多く、活動に支障をきたす恐れもないため、後任の選任は行わない予定です。</p> <p>以上、報告事項33-1の説明となります。</p>
委員長	ありがとうございました。委員の皆様、ご意見やご質問はありませんか。
松島委員	明るい選挙推進委員や公募の委嘱には、定数が決まっているのですか。
主査	特段規定を設けているわけではありません。現在、町会・自治会等が区内に160程度ありますので、各町会等から1名程度推薦いただき、また、公募については、以前に定められていた区内出張所の単位である17地区に合わせて募集し、全体で180名程度委嘱することを予定した計画数値となっております。
委員長	公募の明るい選挙推進委員の方が辞退される場合は、新たに別の方を探すのですか。
主査	公募の明るい選挙推進委員については、広報すぎなみやホームページ等で募集を行っておりますので、辞退されたために新たに公募の明るい選挙推進委員を探すことはしていません。
委員長 職務代理	明るい選挙推進委員の従事年数で、最長の方は何年くらいになるのでしょうか。

局 長	今年度末で従事年数が 30 年になる方もいらっしゃいます。
委員長 職務代理	従事年数に制限はあるのですか。
主 査	制限を設けている自治体もありますが、杉並区は特段従事年数に制限を設けていません。
小井委員	明るい選挙推進委員の方は、どのような活動をされているのですか。
主 査	主に選挙啓発活動を行っていただいております。例えば、選挙運動期間中であれば街頭啓発への参加や投票管理者・投票立会人としての従事、選挙のない時期には町会等の集まりの際に選挙の話をする等の諸々の選挙に関するご協力をいただいております。
委員長	明るい選挙推進委員の方には、期日前投票の投票管理者・投票立会人の役割を担ってもらっていますので、明るい選挙推進委員の全体数が増えることで期日前投票の投票管理者・投票立会人の選任が行いやすくなることが期待されますね。 それでは、報告 33-1 についてはよろしいですか。
一同	報告了承。
	<b>&lt;11 月の日程について&gt;</b>
委員長	最後に、報告事項 33-2 をお願いします。
局 長	報告事項 33-2 は 11 月の日程です。 選挙管理委員会定例会は、11 月 2 日の木曜日は 10 時から、11 月 8 日の水曜日は 10 時から、11 月 13 日の月曜日は 15 時から、11 月 22 日の水曜日は 10 時から開催予定です。 11 月 2 日は東京都明るい選挙推進大会が予定されております。 11 月 4 日と 5 日は、すぎなみフェスタが開催されますので、迷子札を配布して選挙啓発活動を行います。 11 月 13 日は、ポスターコンクールの表彰式を午後 4 時から第 4 会議室で行います。 11 月 16 日、20 日、21 日は、明るい選挙推進委員地区別研修を行いますので、選挙管理委員の皆様も参加可能であればご出席いただければと考えております。 以上、報告事項 33-2 の説明となります。
委員長	ありがとうございました。委員の皆様、ご意見やご質問はありませんか。特にありませんか。それでは、報告 33-2 についてはよろしいですか。
一同	報告了承。
	<b>&lt;その他&gt;</b>
委員長	本日の予定されている議案・報告は終了しましたが、その他にございますか。
局 長	議会関係について、10 月 2 日から決算特別委員会が始まりました。10 月 2 日は、自民党・無所属杉並区議団の吉田幹事長からボートマッチ関係の質問がありました。質問内容は、ボートマッチは投票依頼や選挙運動と受け取られかねないとの疑念が払拭できない中、そもそもなぜボートマッチ事業を行おうと考えたのか、また総務省から指摘を受けて直前で事業中止を招いたことをどの

	ように受け止めているのか、選管における総括を伺うという質問でした。
委員長	その他はございますか。
局長	特にありません。
委員長	では、最後に今後の予定等について確認をお願いします。
局長	次回の第34回の定例会は、10月11日の水曜日に行います。内容は、令和6年東京都選挙事務運営協議会部会における検討課題についての議案等が予定されております。 (議題書に沿って、10月4日以降の日程を確認。)
委員長	その他、ご意見、ご質問などありませんか。無いようでしたら本日の委員会を終了します。